

令和3年度鳥取県包括外部監査結果について（概要）

令和4年2月4日

1 監査のテーマ

防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行について

2 テーマ選定理由

近年、過去の経験からは推し測れないような甚大な災害が引き起こされている中、県では自然災害への備えの緊急性の高さから、防災・減災に関する事業へは積極的な予算計上が行われている。

これらの事業が適切、かつ、効果的に実施されているかについて検討することは、県民にとっても関心が高いところであると考え、防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行を本年度監査のテーマに選定した。

- ・対象事務のヒアリング及びチェック
- ・水防倉庫における水防資機材及びその他の備蓄品の管理

3 監査の実施機関

令和3年7月5日から同年12月31日まで

4 包括外部監査人

谷田 真基 補助者3名（岸本信一、岩谷章男、西村隆行）※いずれも税理士

5 監査対象部局（8部局）

危機管理局、県土整備部、農林水産部、生活環境部、商工労働部、福祉保健部、中部総合事務所、西部総合事務所

6 監査の結果

指摘12件、意見32件

※詳細は別添のとおり。

(別添)

■指摘（12件）

	項目	内容
1	超過交付額の返納における手続きについて ＜住民避難体制整備総合事業（災害時の要支援者対策事業）：危機管理政策課＞ P21	<p>令和2年度においては当事業予算3,860千円に加え、1（P.15）の人材活用事業予算400千円及び2（P.15）のハザード画像の作成予算560千円の計4,820千円が「令和2年度災害時における支え愛地域づくり推進事業」における補助事業として鳥取県社会福祉協議会に交付されていたが、最終的な実績額は2,464千円であり、超過交付額2,356,020円は県へ返納されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策による会議、集会の自粛等が一番の要因であることは理解出来るところであり、執行不足については致し方なしと考えられる。</p> <p>ただし、返納額が交付額の20%を超えていることから、金額の変更に当たっては、当補助金交付要綱第9条及び鳥取県交付規則第12条第3項の規定により、本来変更申請が必要であるところ、手続きがなされていない。</p> <p>この件については、県から事業者に対して注意を行っているとのことであるが、今後このようなことがないように、事業者に対して注意喚起を徹底し、規則等にしがたった正当な手続きを遵守されたい。</p>
2	予算策定の基となった見積りについて ＜避難所の生活の質向上事業（備蓄倉庫機能強化事業）：危機管理政策課＞ P29	<p>当事業の予算説明においては、「倉庫内にロールボックス（かご台車）を導入の上、レイアウト変更を行う等」と記載されている。</p> <p>その執行状況を確認したところ、当事業の支出は、備蓄倉庫の不用品処分代の274千円のみであり、予算額に比し、執行額は低調であった。</p> <p>また、当事業の予算の積算根拠について見積書を確認したところ、ロールボックスの見積等はなく、1,131千円は、産業廃棄物収集運搬及び処分代にかかる見積書（令和元年12月23日付）のみで積算されていた。</p> <p>この点について県に確認したところ「ロールボックス（かご台車）購入予算は、別事業の課共通経費から支出することとなり、予算額1,131千円には含まれていない。1,131千円は備蓄倉庫の不用品処分費である。」との回答であった。</p> <p>当初予算額にロールボックスの調達代金が含まれていないのであれば、何故予算説明に「倉庫内にロールボックス（かご台車）を導入の上」なる文言が記載されているのか理解に苦しむところである。</p> <p>また、予算額と、執行額に大きな開差が生じている点については「予算要求段階では大まかな見積額で予算化したが、実際に処分物を業者に詳細に確認してもらい見積を取り、単価契約を締結し、実際に処分したところ決算額の274千円で処理出来たもの」との回答であった。</p> <p>確かに予算策定時において正確な数量、金額を把握することは困難であるが、予算段階の処分予定数量は全て産業廃棄物として80㎡であったにも関わらず、実際の処分数量は産業廃棄物が15㎡及び一般廃棄物が660kgであった。当初の見積り数量があまりにも杜撰であったか、又は本来不用品として処分すべき物品が処分されておらず、事業の目的が果たされていないと言わざるを得ない。</p>

		<p>防災に係る事業については、緊急を要する案件があるにも関わらず、「ない袖は振れぬ」の言葉どおり、予算化ができないため、応急的な措置しかとれない案件が数多くあると、各種事業のヒアリングの中で度々説明を受けている。</p> <p>このことから、予算要求にあたっては、正確な説明と、具体的な算低根拠が必要である、と考える。</p>
3	<p>物品管理簿の記載状況について <避難所の生活の質向上事業（備蓄倉庫機能強化事業）：危機管理政策課></p> <p>P29</p>	<p>今回不用品の処分に関連し、危機管理政策課の令和3年分「物品出納簿」を確認した。</p> <p>この出納簿において「令和元年9月19日及び27日」に購入した大量の物品が、「令和3年6月29日」に保管場所が危機管理政策課から、他の部課に異動された旨の記載があったため、保管換え等の手続き書類等の確認を県に要請したところ、「実際に異動（納品）があったのは、令和3年物品出納簿の取得年月日の日である。納品されてから物品は異動していない。令和元年度の購入時には財務システムでは、保管場所を一先ず危機管理政策課と登録したもので、令和2年度の全庁で年1回行う物品確認（9月末）後に担当者から財務システム上の物品出納簿の保管場所の変更依頼があり、庶務担当が令和3年度の物品確認前の令和3年6月29日に実際の保管（納品）場所に修正したものである。本来は購入時の財務システムの入力の際に正しい保管場所を入力すべきだが、各職員が財務システムに精通している訳ではないため、一先ず購入所属名で登録し、その後に保管場所を修正するということが一般的に県庁で行われている。また、その修正も件数が多い場合は物品確認の時期の前後にまとめて行っている。」旨の回答であった。</p> <p>鳥取県物品事務取扱規則では第13条第1項において「本庁各課等の長、警察本部の会計課長又は出納機関の長（以下「所属長」という。）は、使用中の物品の保管場所を定めたときは、その旨を物品出納簿に登録しなければならない。」と定めている。</p> <p>規則に則った処理を行うことは、公務を行う上において基本となるべき事項であり、入力担当者が財務システムに精通していないという理由は論外である。</p>
4	<p>請負者提出の確認不十分な「点検報告書」について <防災安全・交付金事業（河川改修事業）〔一般公共事業〕：河川課></p> <p>P54</p>	<p>当該委託業務に係る一件簿書「工事に関する提出書（令和2・令和1・平成30年度分）」を確認したところ、以下の事実を確認した。</p> <p>本来この委託事業の目的である点検結果総括表と故障・不具合の写真、コメント等が令和元年分をそのまま添付されて報告がされているなど、明らかに確認不十分な報告書となっていた。</p> <p>また、ゲートの点検記録表の記載に関し、1月5日の運転記録記載によると</p> <p>上流側 天候 晴れ 気温 4℃ 湿度 50%</p> <p>下流側 天候 雨 気温 14℃ 湿度 90%</p> <p>と記載されているが、ゲート運転点検時の気候状況がゲートの上流側と下流側で全く相違しており、明らかに不自然な記載となっていた。</p> <p>担当課のヒアリングにより、点検業務実施の事実については、県担当課職員の立会実施状況や点検状況写真の提示があり理解できたものの、当該請負者への報告書記載内容の確認を依頼した。請負者では点検報告書の記載にあたり、前年度の報告書を複製した上で、各点検項目についてチェックし、問題点がなければ前年と同様な点検結果に基づき報告書が作成提出されていたと</p>

		<p>のことであった。その結果、年度区分や点検日時の不適切な記載を徒過したことにより、前年同様な資料が添付され、このような確認不十分な報告書となっていたものであった。</p> <p>この事業費の目的は、「当該水門ゲートが、万が一の故障によりゲートの開閉操作が不能になった場合は、甚大な被害をもたらす恐れがあるため、機械設備の適切な点検を行い、維持管理を行うことを目的としている。」とされていることから、仮に記載ミスであったとしても、このような確認不十分な点検報告書は点検業務自体の信頼性を疑わざるを得ない。点検の体制及び点検再チェックを含め、早急に請負者及び関係職員から事実確認の聴取を行った上で適切な処置を求めらるべきと考える。</p>
5	<p>担当課の予算執行体制について <防災安全・交付金事業（河川改修事業）〔一般公共事業〕：河川課></p> <p>P56</p>	<p>当該「工事に関する提出書」は請負者の主任技術者が仕様書に基づき提出され、鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課が収受したのち、担当課の中で調査員意見欄に「受理します」の記載とともに、決裁がされている。</p> <p>上記のような確認不十分な報告書で決裁され、支払いされている。委託契約の検査において、そのポイントは委託契約の仕様書に沿って役務の提供が確実に実施され、成果物として報告書が作成されているかの確認である。残念ながら、上記のような確認不十分な報告書が提出されていたにも関わらず、その内容を精査することなく決裁され予算執行されている事実については、担当課の認識及び業務執行体制に問題があるものと思われる。事務決裁が形式的かつ形骸化にならないよう緊張感をもって事務処理を行うよう周知を図られたい。</p>
6	<p>点検結果に基づく対応措置の実施状況について <防災安全・交付金事業（河川改修事業）〔一般公共事業〕：河川課></p> <p>P56</p>	<p>報告書添付の「点検結果総括表」（令和2年分は、令和元年度分のコピーと思われる）によると、健全度をランク付けされており、健全性を以下の4区分に評価し、さらに、その対策及び処置が記載されている。</p> <p>令和2年度の点検結果総括表（令和元年度を複写したもの）によると、全14か所の点検した結果、以下の健全性評価となっている。</p> <p>×・・・0か所 △1・・・3か所 △2・・・2か所 △3・・・9か所</p> <p>この点検結果による、△1の改修の実績を担当課に確認したところ、令和元年度の点検実施後に△1の3箇所のうち、閘門ゲートの扉・パッキンの取替は実施したが、その他2箇所の制水ゲート等の修繕、更新等は実施していないとの事であった。また、水門の修繕委託設計について落札者がなく入札不調となったとのことであった。</p> <p>しかるに、当該点検業務の目的を考えるにあたり、点検業務を毎年実施し健全度判定がされているにも関わらず、その対応策及び処置が一部を除いて、実施されていない。特に健全度判定△1「機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を行う状態（1年から2年以内）」となっている箇所は、平成27年度に発見され、それ以降毎年「点検報告書」に指摘されているにも関わらず、未だに修繕されていないことは、当該事業の目的に意味をなさないものとする。危機管理を考える上で、早急に対応する必要がある。適切な処置を行うべきである。</p>
7	<p>連携備蓄品に対する点検につ</p>	<p>連携備蓄品について在庫確認は行われているものの、発電機等</p>

	<p>いて <水防対策費（水防資器材の補充）：危機管理政策課、河川課></p> <p>P83</p>	<p>の点検が行われていない。鳥取県地域防災計画では連携備蓄品について「定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める」と規定されている。また、県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領にも同様の規定が置かれている。</p> <p>発電機等について稼働テスト等の点検が行われていない現状は、連携備蓄品に対して定期的に点検を行い良好な状態が保持されているとは言い難い。</p> <p>発電機等については実際の災害発生時に確実に使用出来る状態で保管する必要があるため、連携備蓄品の定期点検、特に発電機等については稼働テスト等を含めた定期的な点検を実施されたい。</p>																									
8	<p>水防資器材の受払の管理について <水防対策費（水防資器材の補充）：河川課></p> <p>P84</p>	<p>各水防倉庫においては水防資器材の受払に関する台帳等は整備されていなかった。鳥取県地域防災計画において「資材の受払については、帳簿を備え正確に記入しておかなければならない」と規定されている。</p> <p>水防資器材の在庫数を管理するだけでなく、水防資器材の物品出納簿を作成し、使用・購入・廃棄等を記入し、水防資器材の適切な管理に努められたい。</p>																									
9	<p>水防倉庫及び水防資器材の管理状況について <水防対策費（水防資器材の補充）：河川課></p> <p>P84</p>	<p>各総合事務所管内の水防倉庫等の現地確認の結果、非常に高い危機管理意識のもとで水防資器材を管理している水防倉庫がある一方で、水防資器材が適切に管理されているとは言い難い水防倉庫があった。</p> <p>鳥取県地域防災計画では「倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分役立つよう整備しておくこと」とされている。水防資器材についてはただ配備しているだけでは意味がなく、実際の災害発生時に確実に使用できなければならない。災害発生時において水防資器材が使用できなければ県民の生命・財産に重大な被害を及ぼす可能性がある。</p> <p>実際に水防倉庫及び水防資器材を使用する頻度は少ないが、高い危機管理意識のもと水防倉庫及び水防資器材の管理に努められたい。</p>																									
10	<p>手持ち業務件数のカウントについて <防災・安全交付金（通常砂防事業）〔一般公共事業〕：治山砂防課、県土総務課></p> <p>P97</p>	<p>前項の事業者A社の電子入札による4件目となる入札結果資料を検討したところ、手持ち業務件数が3件であることから、総合評価入札制度により減点△38.584となり、順位1位から7位となっていた。そこで、当該事業者の業務件数1件目から3件目の入札結果一覧の内容を確認したところ、以下の事実を確認した。</p> <p style="text-align: center;">《事業者A社の入札結果と手持ち件数》</p> <table border="1" data-bbox="691 1570 1406 1733"> <thead> <tr> <th>入札</th> <th>開札日（落札決定日）</th> <th>手持ち件数</th> <th>減点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件目（中部）</td> <td>R2.6.4（R2.6.5）</td> <td>0件</td> <td>0点</td> <td>落札順位1位で落札</td> </tr> <tr> <td>2件目（鳥取）</td> <td>R2.6.5（R2.6.6）</td> <td>0件</td> <td>0点</td> <td>落札順位1位で落札</td> </tr> <tr> <td>3件目（鳥取）</td> <td>R2.6.15（R2.6.16）</td> <td>2件</td> <td>35.477</td> <td>他に入札参加者無で落札</td> </tr> <tr> <td>4件目（中部）</td> <td>R2.6.18（R2.6.19）</td> <td>3件</td> <td>38.584</td> <td>入札価格1位も7位非落札</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（参考：鳥取県測量等業務簡便型総合評価入札結果一覧より抜粋）</p> <p>上記入札結果によると、A社の2件目業務の落札について、手持ち件数が1件であるにも関わらず、0件となり減点が無く、順位1位で落札決定されていることが確認出来た。担当課の説明では、2件目入札は中部（1件目）の開札翌日に鳥取で開札があり、1件目の落札決定前のため、手持ち件数による減点が行われず、評価点数が最高となり落札決定されたものとのことであった。つまり、入札主幹事務所が違ったことと入札日及び落札決定日がそれぞれ1日のズレしかなかったため、2件目の受注</p>	入札	開札日（落札決定日）	手持ち件数	減点	備考	1件目（中部）	R2.6.4（R2.6.5）	0件	0点	落札順位1位で落札	2件目（鳥取）	R2.6.5（R2.6.6）	0件	0点	落札順位1位で落札	3件目（鳥取）	R2.6.15（R2.6.16）	2件	35.477	他に入札参加者無で落札	4件目（中部）	R2.6.18（R2.6.19）	3件	38.584	入札価格1位も7位非落札
入札	開札日（落札決定日）	手持ち件数	減点	備考																							
1件目（中部）	R2.6.4（R2.6.5）	0件	0点	落札順位1位で落札																							
2件目（鳥取）	R2.6.5（R2.6.6）	0件	0点	落札順位1位で落札																							
3件目（鳥取）	R2.6.15（R2.6.16）	2件	35.477	他に入札参加者無で落札																							
4件目（中部）	R2.6.18（R2.6.19）	3件	38.584	入札価格1位も7位非落札																							

		<p>に1件目落札結果が反映されなかったということであった。</p> <p>鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領によると、入札価格点数+技術点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うとされており、各入札対象工事所管事務所の相違及び近似する開札日であることを事由に、手持ち件数の減点をしないとする特段の事情は認められない。鳥取県建設工事等入札制度基本方針による当入札実施要領の遵守を徹底するべきである。また、1日のタイムラグにより当該入札実施要領が遵守できないとするならば各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所間の入札情報の連携を一層図るなど、システム上又は事務管理上の問題として、早急に改善すべきものとする。</p>
11	<p>業務委託契約の不履行について</p> <p><鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（普及啓発・計画策定の推進）：商工政策課></p> <p>P128</p>	<p>セミナー等の開催については、S社と随意契約が締結されている。業務委託契約書等の関係書類を確認した結果、契約自体は適切に行われていた。しかし、業務完了報告書等の確認及び担当課へのヒアリングを通じて、次のとおり契約内容に沿った適切な履行がなされていないことが判明した。</p> <p>契約では上記（1）アの普及啓発セミナー及びイのBCP策定ワークショップについては、県内東部、中部、西部会場それぞれ実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により対面形式での実施が困難となったため、中部会場で一部実施した以外はZOOMを利用したオンライン形式に変更して実施した。このため、当初予定していなかった新型コロナウイルス感染症対応のセミナー、ワークショップを実施するため、テキストの新規作成及びオンラインセミナー実施方法の確立に時間を要したこと、また、オンライン形式での実施が困難なことを理由に上記ウのBCP運用改善スキル研修は中止された。BCP運用改善スキル研修の中止に伴い、予定されていた本工数がセミナー、ワークショップのオンライン化への準備工数に振り替えられ、結果として当初の契約金額3,799,400円全額が委託料としてS社へ支払われている。</p> <p>業務委託契約書第16条では、「甲乙（甲：県、乙：S社）双方の責めに帰することのできない理由により、乙がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、乙は、当該部分についての義務の履行を免れ、甲は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。」と規定されている。従って、新型コロナウイルス感染症の理由により一部未実施となった委託業務に関しては、委託料の減額又は変更契約が必要になると考えられる。この点について担当課へ質問したところ、業務委託契約書第30条において、「この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。」と規定されているため、双方の協議に基づき事業実施を行った旨の回答があった。</p> <p>業務委託をした3つの業務のうち、普及啓発セミナー及びBCP策定ワークショップは、まだBCPを策定していない中小企業等にその普及促進を図るものである。一方、BCP運用改善スキル研修は、既にBCP策定済みの中小企業等に、その円滑な運用と継続的な改善のスキルアップ研修を行って実効性の向上を図るものである。それぞれ目的が大きく異なっており、自然災害等の発生への備えとして発揮される効果も異なるため、同一視すべきものではない。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた対</p>

		<p>面形式での事業実施が困難となり、協議の末、オンライン形式に切り替えて事業を行った点は、正に業務委託契約書第 30 条に基づく処理として問題はないと思われる。しかし、委託業務自体が未実施であれば、それは委託業務契約の不履行であり、それを目的も効果も異なる他の業務へ組替を行うことは、事業本来の趣旨を逸脱し、安易に許容されるべきものではない。</p> <p>業務委託契約における契約金額 3,799,400 円のうち、BCP 運用改善スキル研修の開催にかかる委託料相当額は 479,600 円である。当該委託料相当額については、本来減額を行い、オンライン形式に改めて実施した残りの 2 業務については変更契約を結んで追加の委託料を支払うべきであった。形式上の問題であり、県において実質的な損害額は発生していないと考えられるため返還請求を求めるものではないが、以後、厳格な運用に努められたい。</p>
12	<p>内部の管理体制について <社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業：福祉保健課></p> <p>P131</p>	<p>北海道胆振東部地震以降、社会福祉施設における非常用自家発電機の整備が国庫補助事業の対象とされたものの、大規模な設備の整備が対象であることから社会福祉法人等の負担感も大きく、非常用電源の整備が進んでいない状況であった。また、医療施設については、平成 23 年度から平成 26 年度まで実施された「災害時に強い医療機関整備事業」（鳥取県地域医療再生基金）により、非常用電源等の整備が推進されてきたが、一部の有床診療所等において未整備の状況であった。こうした現状を踏まえ、県では非常用自家発電機の整備状況、また、補助の要望等を踏まえて 33 施設を洗い出し、当該施設の整備補助を目的に事業構築が行われた。</p> <p>そして、本事業予算については、福祉保健部内の長寿社会課、障がい福祉課、医療政策課の各課の予算要求を統合して福祉保健課が予算要求し、福祉保健課で全額予算計上が行われている。</p> <p>しかしながら、この予算額 3,300,000 円については、全額が未執行となっている。その理由として、福祉保健課から「予算要求時に、具体的な役割分担までは話をしておらず、令和 2 年度に入ってから、一部の関係課から問合せをうけていたが、結果的には事務分担があいまいなままで、事業執行に至らなかった。」との説明があり、補助金交付要綱の策定すらなされていない状況であった。</p> <p>本事業の事業効果は、「停電発生時における医療的配慮が必要な入所者等の人工呼吸器や喀痰吸引等の電源確保、冬の防寒対策、夏の熱中症対策等」とされており、正に人命に係わる事業である。このような重要性が高く、かつ、緊急性を要する事業が、内部の連携不足を要因に放置されていた実態は重く受け止めるべきである。また、課内における事業の進捗管理体制が整っていないことも明らかである。二度とこうした事態が起こらないよう、早急に内部体制の整備を図り、再発防止策を検討する必要がある。</p>

■意見（32件）

	項 目	内 容
1	<p>防災士等の派遣について <住民避難体制整備総合事業（人材活用事業）：危機管理政策課></p> <p>P15</p>	<p>当初の予算策定において、40 地区の集會に 2 名の専門家派遣を予定していたが、防災士や県土整備部職員の専門家派遣については、支え愛マップづくりの事務局となる地域の社会福祉協議会（以下「社協」という。）の担当者を通じて、「地域住民の意向もあり、新型コロナウイルス感染症への感染リスクが高まるため、派遣を控えてほしい」との意見があったため、支え愛マップづくりに取り組んだ全ての地区において、防災士等の活用には至っていない。</p> <p>また、防災士の派遣自体に否定的な集落もあることから、現在は県土整備部職員の派遣で対応しているとの説明を受けた。</p> <p>本来、当事業は防災士等の派遣を前提とした事業であるにも関わらず、全く防災士等の派遣がないというのであれば、そもそも予算化する必要があったのか疑問である。</p> <p>県は、他事業（防災士養成研修）で防災士の資格取得を促進し、令和3月時点では、1283人が防災士の資格を取得している。</p> <p>当事業は、その防災士を有効に活用する事業の一つとして有用であると思われる。</p> <p>今後、事業を継続する場合は、県、県社協、市町村社協及び防災士協会等関係各機関と一体となって、防災士の派遣に積極的に取り組んでいく必要があると考える。</p>
2	<p>当事業が実施されなかった点について <住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・ハザード画像の作成）：危機管理政策課></p> <p>P16</p>	<p>当事業は市町村社協が実施主体であるが、県が浸水CG及び浸水表示システムを作成したことにより行う必要なし、との理由から実施されていない。</p> <p>当事業は、大雨による河川決壊のみでなく、津波や土砂災害も対象にして予算化されたということであるが、浸水CG及び浸水表示システムを作成したことで、事足りるということであれば、何故平行して予算化されたのか理解に苦しむところである。</p> <p>当事者意識の醸成という点については、津波や土砂災害も河川決壊と同様に必要であると判断して予算化されたのであれば、市町村社協及び各地区と連携して当事業にも取り組む必要があったと考える。</p>
3	<p>「浸水CG動画」の閲覧について <住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水CGの作成）：危機管理政策課></p> <p>P16</p>	<p>監査にあたって「浸水CG動画」を県のホームページで確認しようと試みたが、掲載画面に辿りつけなかったため、県に確認したところ「県のホームページ（危機管理ポータルサイト）内で『支え愛でまちづくり！「支え愛マップ」でつながる地域』というコーナーの中において（鳥取県の川の水があふれ出たら・・・～あなたは避難できますか～）という部分をクリックすれば閲覧出来るようになっている」という回答であった。</p> <p>実際に、掲載画面にアクセスしたところ、アクセス画面は「支え愛マップ」に関連している者には馴染みの深い画面ではあるものの、それ以外の者が通常アクセスしている画面ではないため、当動画の存在そのものが一般の者に認知されていないのではないかと思われる。事実、令和3年11月18日現在のアクセス数は119回に留まっている。</p> <p>県によると、当動画は、支え愛マップづくりの一教材として利用されているということであるが、鳥取県地域防災計画において「県は、市町村と協力し、河川の浸水CG等を作成し、県</p>

		民が災害を見ることができるとの取り組み等を推進する」旨定めている。県民の当事者意識の醸成という観点からすると、全ての県民が容易に閲覧出来るアクセス方法や周知の方法を考える必要があると考える。
4	「浸水表示システム」の閲覧について <住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水表示システムの作成）：危機管理政策課> P17	<p>当事業は県民の当事者意識の醸成が目的であり、当初予算策定時には鳥取県のホームページを通じて、県民に視聴してもらうことが計画されていた。</p> <p>Google Earthを活用した「浸水表示システム」については、県のオープントータルサイトに掲載されているものの、インターネット環境とスペックの高いパソコンが推奨されているといった点から、一般の県民が簡単に閲覧出来る状況にはなく、令和3年12月6日現在のダウンロード数は298回に留まっている。</p> <p>今後、各種の研修や、支え愛マップづくり等に活用していくとのことであるが、浸水CGの作成事業と同様、県民の当事者意識の醸成を図るといった観点から、県民が簡単に閲覧出来る状況にする必要があると考える。</p>
5	見積書の記載について <住民避難体制整備総合事業（地域防災力強化事業）：危機管理政策課> P19	<p>当受託事業の契約にあたって受託者から見積書を徴しているが、記載されている各事業の見積金額の明細がなく、直接事業一式9,393,875円、間接事業費一式2,133,534円と記載されているのみである。これで見積金額の妥当性が判断出来るのか理解できない。見積書の必要性の有無について再度ご検討いただき、提出が形骸化することのないよう努められたい。</p>
6	契約の形態について <住民避難体制整備総合事業（地域防災力強化事業）：危機管理政策課> P19	<p>当初契約金額は、受託者からの見積書により、11,527,409円となっていたが、事業実績報告書の委託業務経費の確定をもって委託料の返納額1,594,336円が発生した。そもそも、当該委託契約は実費弁償的な委託契約（受託者の利益を考慮しない契約）であるとするなら、委託契約ではなく補助金とすべき事業であったと考える。</p>
7	当事業は計画的に実施されたか <避難所の生活の質向上事業（指定避難所生活環境整備支援事業）：危機管理政策課> P25	<p>当事業については、当初、16箇所実施予定で2,400千円（補助上限1箇所15万円）の予算が計上されていたが、市町村から希望がなかったため、6箇所の実施に留まっている。</p> <p>鳥取県地域防災計画において「市町村は、指定避難所に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める。」旨定めている。</p> <p>更に同計画では「県及び市町村は、指定避難所となることが想定される学校等について、指定避難所となることを想定した施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。」とも定めているところである。</p> <p>県として市町村への制度周知を行っているということではあるが、事業主体となる市町村の意識改革も含め、早期の事業実施に向けて、県と市町村の更なる協議が必要であると考えます。</p>
8	当事業は計画的に実施されたか <避難所の生活の質向上事業（福祉避難所事前配備資機材整備事業）：危機管理政策課> P26	<p>当事業については、当初、15箇所実施予定で2,400千円（補助上限1箇所15万円）の予算が計上されていたが、10箇所の実施に留まっている。</p> <p>指定避難所生活環境整備支援事業と同様に、事業主体となる市町村の意識改革も含め、早期の事業実施に向けて、更なる協議が必要と考える。</p>
9	当事業が未実施となった点について	<p>当事業は、当初15,000千円（補助上限3,000千円×5件）の予算が計上されていたが、令和2年8月から9月にかけて公募</p>

	<p><「拠点避難所」設置モデル事業：危機管理政策課></p> <p>P31</p>	<p>を実施したところ、事業主体となる市町村において実施予定がなかったため、令和2年度において補助事業は実施されていない。</p> <p>要因としては、「拠点避難所」の形が具体的でなかったことで、当事業が未実施になったと判断されたことから、事業の実施に向けてはまず、市町村との対話が必要という結論に至っている。</p> <p>本来であれば、予算策定前の段階で「拠点避難所」設置事業の重要性及び鳥取県地域防災計画に定めるところの市町村の役割を、各市町村にしっかりと認識させ、具体的な計画の有無を確認した上で予算計上すべきではなかったか。</p> <p>担当課においては、事業実現に向けて早期に問題点を抽出した上で方針転換を行い、今後の実施に向けて市町村との協議を継続して行っているなど、前向きな方向で取り組んでおり、当事業の目的である「市町村域または県域を超えた広域避難の円滑化」及び「様々な事情を抱える方の避難先の確実な確保」が早期に実現されることを期待する。</p>
10	<p>当補助金の活用が低調な要因について</p> <p><自主防災組織新規設立支援事業：消防防災課></p> <p>P32</p>	<p>鳥取県地域防災計画において「自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するために防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の避難誘導や要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うためには、自主防災組織の活動が極めて重要である」旨記しており、自主防災組織の組織率の向上に努める必要がある。</p> <p>令和2年度においては、当事業による補助金を活用して、新たに2市1町で4自主防災組織が新規結成されるとともに、各市町の自主防災組織率が向上した。(倉吉市：約1%向上、米子市約0.1%向上、若桜町2組織：約6%向上)</p> <p>令和2年度、新規に自主防災組織が設立された組織は19組織(米子13、倉吉1、境港1、岩美1、若桜2、北栄1)であり、そのうち当補助金を活用していない組織は15組織になる。</p> <p>当補助金は、自主防災組織の組織化促進に取り組む市町村に対してその経費の一部を支援するものであり、補助金が活用されなかった理由を県に確認したところ、①市町村の結成助成金のみ活用(市町村が新規結成に対する祝金、活動準備金のような名目で支給されるもので県補助の対象外)されているケースがあること及び、②資機材整備品を検討しており購入に至っていない(結成後間もないことやコロナで会合等が低調なこと)があるとの回答であった。新規設立19組織のうち4組織分しか活用されていないが、コロナ禍において新規設立組織の活動が低調なことは、ある程度やむを得ないと考える。</p> <p>また、当補助金を活用していない15組織の自治会名や、世帯数を県に確認するも、未把握であるとの回答であった。</p> <p>鳥取県地域防災計画において、県は自主防災組織の整備推進にあたって種々の支援策を講じることとなっており、また、県内全ての地域において自主防災組織をカバーするという目標を県として掲げている以上、当補助金の活用如何に関わらず、よりいっそう市町村との連携に努めるとともに、自主防災組織に聞取りを行うなど自主防災組織の現状を把握しておくことが望ましい。また現状を把握することによって、事業の今後の在り方を検討する一助になると考える。</p>
11	<p>防災士の増加が、地域防災力の向上に繋がると認められる</p>	<p>当事業は、地域防災リーダーの養成が目的であり、防災士の資格をとった後には避難等の各種訓練や、啓発研修等の講師等、</p>

	<p>か <地域防災リーダー養成事業 (防災士養成研修)：消防防災 課></p> <p>P35</p>	<p>地域防災の要としての活動が期待されている。</p> <p>しかしながら、令和2年6月26日～7月31日にかけて、郵送により防災士活動状況アンケートが実施されている(対象者1,111件のうち回答562件、回答率50.6%)が、その分析結果を確認したところ、回答者の内、防災士としての活動を行っていない者が58%と高い割合となっている。</p> <p>このことから、相当数の者において、防災士の資格を取得したものの、全く活動がなされていないと考えられる。</p> <p>鳥取県地域防災計画では「県及び市町村は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。」と定めている。</p> <p>資格者が増加することが本来の目的ではなく、自主防災活動に多数の防災士が積極的に関わることで、初めて地域の防災につながると考えられることから、資格者の活動意欲の向上及び防災知識の向上を図るフォローアップ研修等、各市町村と連携して人材育成に努める必要があると考える。</p> <p>県においては、今後地域で活躍する防災等の活用や連携促進のため、防災士ミーティングの実施や現場未経験防災士等の育成等の事業を推進していく旨の方向付けがなされているところであり、防災士の質の向上に向けた実のある事業の実施に期待する。</p>
12	<p>県職員の防災士養成研修の受講費用及び防災士認証登録料について <地域防災リーダー養成事業 (職員災害応援隊等防災士資格取得事業)：消防防災課></p> <p>P37</p>	<p>令和2年度においては17名の県職員が防災士養成研修を受講し、防災士資格を取得している。</p> <p>なお、防災士の資格取得にあたっては、2(P.34)の防災士養成研修の受講が必須要件となっており、研修受講料4,500円、防災士教本代3,500円、防災士資格取得試験受験料3,000円及び防災士認証登録料5,000円の計16,000円の研修費用が必要となる。</p> <p>当該費用16,000円については、危機管理局及び職員災害応援隊の受講者に係る費用は消防防災課が、県土整備部の受講者分については県土整備部がそれぞれ負担している。</p> <p>この点について、県から「県職員が、防災士としての知識・技能を学ぶことは、近年の頻発する災害に対応した県施策を企画・実施する上で必要な研修であることから、受講費用を県費で負担している。」との回答を得ている。</p> <p>当該担当部課に関わらず、県の職員が、専門的な防災知識を習得することは、職責上必要であり、研修の場で知識の幅を広げていくのは重要なことと考える。</p> <p>ただし、防災士という資格は、そもそも個人に与えられる資格であり、資格取得代も含めた全てを県費で賄う以上は、資格のより一層の活用が必要であると考えます。</p>
13	<p>工事計画の優先順位について <防災・安全交付金(災害防除)：道路企画課></p> <p>P40</p>	<p>道路防災対策箇所一覧で示されているとおり、平成24年度の防災総点検に基づき要対策箇所とされた940箇所に対し、令和元年度末までに対策が完了しているのは627箇所である(約66.7%)。残りの313箇所については、引き続き対策を実施していく計画であるが、予算の関係もあり実際に対応が図られるのは令和2年度においては77箇所の対策を実施し、年間10箇所程度が事業完了するとの説明であった。この進捗速度でいくと、要対策箇所の全ての工事が完了するのは、30年以上の期間を要する計算になる。</p>

		<p>予算に限りがある以上、短期間で全ての工事を完了するのは現実的に困難ではあるが、災害が発生してからでは手遅れである。そのため、工事計画に際しては有効性の観点から優先順位の選定が非常に重要となる。基本的には、総点検時における評点（危険度）の高い箇所から優先的に工事が進められる必要性があると思われる。しかしながら、「要対策一覧」の資料を確認すると、必ずしも評点（危険度）の高い箇所から優先的に整備が進められているわけではない。</p> <p>鳥取県地域防災計画において、道路の異常や落石の予防対策については、「大規模事故対策編」に定められている。当該対策編では、その目的を、「多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止すること」としており、落石等が大規模災害に繋がる危険性を想定している。</p> <p>以上のことから、工事の実施にあたっては、県の担当者より用地取得の交渉等、容易に進められない内容も含んでいるとの説明を受けてはいるが、人命に係わる事業であるため、当該内容における対処策の検討も踏まえた上で、工事計画の優先順位のあり方を今一度見直す必要があると考える。</p>
14	<p>カルテ対応（経過観察）について <防災・安全交付金（災害防除）：道路企画課></p> <p>P41</p>	<p>「要対策箇所」以外に落石、斜面崩落の可能性がある箇所を「カルテ対応（経過観察）」として整理し、道路パトロール等により監視する体制が敷かれている。令和元年度末時点においてカルテ対応（経過観察）とされている箇所は、865箇所である。</p> <p>現地監査を行った日野振興センターにおいて、カルテ対応（経過観察）についてのヒアリングを行ったところ、「令和3年度日野県土整備局道路管理パトロール実施要領」の資料提示を受け、本要領に基づいてパトロールを実施しているとのことであった。</p> <p>本要領では、パトロールの形態が「通常パトロール」、「定期パトロール」、「夜間パトロール」、「異常時パトロール」の4種類に分けられている。このうち、日常的に行われ、中心となっているのが「通常パトロール」である。「通常パトロール」においては、区分表が作成されており、1日の交通台数など対象区間の状況を踏まえてパトロールの回数が定められている。多い区間では週4回以上のパトロールが義務付けられている。2名1班体制で、パトロール車内から目視による確認、目視が困難な箇所等については、必要に応じて自転車又は徒歩により目視で確認を行うこととされている。</p> <p>西伯根雨線においては、区分表をみると週3回以上の「通常パトロール」が実施されている区間である。また、パトロール時における「点検事項表」を確認すると、法面においては、「植生の生育状況並びに雑木及び雑草の繁茂状況」、「倒木、落石及び法肩部の枯木の状況」といった点検項目も掲載されている。</p> <p>通常パトロールで見逃された倒木が直ちに道路への落下が懸念される状態ではなくても、落下の可能性が認められるものであれば、人命にも係わる事態となる危険性があるため、危険回避の観点から速やかに除却すべきと考える。</p>
15	<p>大型土のう袋の調達について <避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・水防体制強化（大型土のう袋購入））：河川課></p>	<p>「令和2年度 一般会計当初予算説明資料」には、水防体制強化のために野坂川等の越水危険箇所に必要な大型土のう袋を2,400袋購入すると記載されている。この2,400袋という数量は、国直轄河川のバックウォーター区間の延長の合計距離4,800メートルを基に、1メートルにつき1袋として算定された4,800</p>

P46		<p>袋を令和2年度及び令和3年度の2年間で平準化して算定された数量である。</p> <p>しかしながら、実際に購入された数量は1,870袋であり、令和2年度における調達予定数量の8割弱の数量にとどまっている。調達予定数量に満たない数しか購入できておらず、水防体制の強化が十分に図られているとは言い難い。</p> <p>また、物品購入伺の起案年月日は令和3年1月7日となっており、またS社へ納期の確認がされている。予算説明資料に記載されている2,400枚という数量には明確な根拠があるのに対して、物品購入伺に記載された1,870袋という数量については発注時点での残予算で発注可能な数量となっている。物品購入伺の日付からすると、事業着手の時期が遅すぎる点是否定できない。必要な数量が調達できていない点は問題である。</p> <p>水防対策検討会の提言においても、「速やかに取組をすすめ早期に効果を発現させるべき内容」のひとつとして、「洪水が発生する前の段階で水防工法（大型土のう積、ブルーシート張等）を実施すること」とされており、このために「水防資材（対候性大型土のう、ブルーシート等）を十分に確保すること」とされている。この提言の内容も踏まえ、計画的な事業実施をお願いしたい。</p>
16	<p>大型土のう袋購入予算の策定について</p> <p><避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・水防体制強化（大型土のう袋購入））：河川課></p> <p>P47</p>	<p>予算算定の基礎となっている一枚当たりの単価は2,781円であるのに対し実際の購入価格は一枚当たり1,030円と予定価格の2分の1にも満たない。予算の基礎となった単価については、県単価を基に計算されている。計算の方法自体には問題はないものの、実際の調達価格との乖離が大きい。予算が過大に計上された場合には、本来他の事業に充てるべきであった予算を未執行のまま無駄にすることになりかねない。今後の予算の策定においては実勢価格等を考慮するなど、見直しを図るべきである。</p>
17	<p>大型土のう袋の管理について</p> <p><避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・水防体制強化（大型土のう袋購入））：河川課></p> <p>P47</p>	<p>大型土のう袋の配備場所について担当課に確認したところ、令和2年度においては鳥取、八頭、米子管内に配備する予定であったが、築堤延長が長い鳥取管内に優先配備することとしたため、1,870袋すべてを鳥取県土整備事務所水防倉庫に配備したとの回答であった。物件納入検査書によると、令和3年3月12日に鳥取県土整備事務所水防倉庫に納入されている。</p> <p>しかしながら、担当課より提供された「■各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所の備蓄資材 令和3年4月1日現在」の大型土のう袋の欄に記載されている数量の中に当該土のう袋は含まれていない。数量については納入時に撮影された数量管理写真により把握しているとのことであったが、備蓄資材の管理の観点からは本事業で購入した大型土のう袋についても備蓄資材の一覧に記載すべきである。</p>
18	<p>河川監視カメラの更新計画について</p> <p>（防災・安全交付金（情報基盤整備）：河川課）</p> <p>P50</p>	<p>河川監視カメラについては令和3年4月1日時点で129基設置されており、「令和2年度決算に係る定期監査決算審査資料」の中で、住民の避難、水防団による水防活動が安全・的確に行える環境が一層整ったと評価されている。</p> <p>担当課より提供された「河川課所管河川監視カメラ一覧表」によれば設置された河川監視カメラのうち、最も古いものは平成17年度に設置され、既に設置から15年が経過している。設置年が古いものについては老朽化が進んでいると考えられ、更新の時期を検討する必要がある。</p>

		<p>本監査時のヒアリングでは監視カメラの耐用年数・使用可能期間については特に検討されておらず、また具体的な更新計画も策定されていないとのことであった。</p> <p>監視カメラの故障等の不具合については都度保守契約により対応しているとのことであったが、実際の災害時に監視カメラが問題なく使用できなければならない。</p> <p>また、老朽化した監視カメラのメンテナンスコストが増加するとも考えられ、監視カメラを更新したほうがトータルのコストは低くなる場合もあり得る。129基の監視カメラの更新費用は多額に上ることは容易に予想でき、財政負担の平準化の観点からも計画的に更新を行うことが望ましい。監視カメラの使用可能期間、老朽化した監視カメラのメンテナンス費用等を勘案した更新計画の策定が必要である。</p>
19	<p>河川監視カメラ提供システムについて (防災・安全交付金(情報基盤整備):河川課)</p> <p>P50</p>	<p>鳥取県地域防災計画では避難につなげる水防対策の一環として水位計・河川監視カメラ等の整備及び情報発信を推進するとされている。監視カメラの映像についてはWEB上で「鳥取県河川監視カメラ提供システム」により確認することが出来る。また、河川の水位についてはWEB上で「鳥取県防災情報」の「河川情報」やテレビ(NHK総合の地上デジタル放送)のデータ放送で確認することが出来る。監視カメラの映像や河川の水位情報は主として市町村の職員が確認し、避難情報の発信に役立てられている。</p> <p>当然これらの情報は地域住民の災害時の避難の必要性の判断にも資する情報であり、積極的に周知を図る必要がある。この点について、監視カメラを新規に設置した際には住民説明会、防災学習等の機会に周知が行われている。この他にも、パンフレット等でも周知が図られている。</p> <p>また、本監査における日野県土整備局へのヒアリングにおいて河川監視カメラ提供システム等の周知方法の確認を行ったところ、自治会の回覧板、県政だより(月1回)、事務所だより(4半期1回)などでも周知されているとのことであった。近隣住民も河川監視カメラ提供システムの情報を活用しているとのことであった。実際に、「鳥取県河川監視カメラ提供システム」のアクセス数は、令和3年8月の台風9号発生時、秋雨前線の時期に増加しており、住民の防災・避難等に役立っていると言える。しかしながら、当該システムはWEB上で公開されており、高齢者世帯が確認することが難しい場合があることも懸念される。この点につき本監査におけるヒアリング時に質問したところ、今後ケーブルテレビ等でも情報提供を行うなど高齢者世帯に配慮した情報提供を行っていききたいとの回答であった。高齢者等は災害時において早期に避難を図る必要があるため、より一層の情報提供が望まれる。</p> <p>また「鳥取県河川監視カメラ提供システム」については、地図上に表示されたカメラのアイコンをクリックして当該カメラの映像を確認する、もしくは一覧で表示された映像から確認する形式となっている。河川監視カメラとともに水位計が設置されている箇所については水位も表示される形式となっている。水位上昇時には警告が表示されるようになっており、住民の避難判断に資する情報が提供されている。しかしながら、監視カメラの数が多く、詳細な情報が提供されているものの若干見づらい印象を受ける。この点について、担当課においてもカ</p>

		<p>メラの数が多すぎて逆に混乱してしまう可能性があるという問題点を認識しており、情報を得やすいようにカメラの数等を整理していきたいとの意向であった。例えば河川ごとに絞り込みを行えるようにするなど、より見やすくする工夫が必要である。</p>									
20	<p>水防資機材の補充 <水防対策費（水防資器材の補充）：河川課></p> <p>P60</p>	<p>当事業の予算は 1,300 千円であるのに対し、決算額は 301 千円であり執行率は 23.2%と非常に低いものとなっている。この理由について担当課に確認したところ、不要なものは購入しなかったためとの回答であった。</p> <p>水防資器材の補充に係る予算については、過去実績から一括査定された枠予算が各総合事務所に割り当てられている。水防資器材の整備は水害時に人命・財産を守るために必要なものであり、その整備には万全を期すべきである。この割り当てられた枠予算を有効活用し、不足しているものを補充する、劣化したものを更新する必要がある。</p> <p>限られた予算を有効活用するためには、計画的に水防資器材を補充する必要があると考えられるが、後述のように水防資器材の管理が十分とは言えず、水防資器材の計画的な更新に支障をきたしている可能性がある。土のう袋などの経年劣化する水防資器材については計画的な更新を行うべきである。</p>									
21	<p>排水ポンプ車更新 <水防対策費（排水ポンプ車更新費）：河川課></p> <p>P86</p>	<p>排水ポンプ車の更新については、入札不調により繰越となっている。</p> <p>初回入札は令和 2 年 6 月に入札公告がされ、納入期限は令和 3 年 3 月 26 日とされている。令和 2 年 7 月 17 日に E 社、令和 2 年 7 月 21 日に S 社から入札参加資格確認申請書が提出されている。これに対して、E 社及び S 社の制作仕様が県の定める仕様書に合致しないことを理由に、入札資格がない旨の審査結果を令和 2 年 7 月 29 日に E 社及び S 社に通知している。E 社及び S 社以外に入札資格確認申請書を提出した事業者がいなかったため、初回入札は不調となった。</p> <p>その後、仕様および納期を改めて令和 2 年 11 月 6 日に調達広告がなされており、納期については令和 3 年 10 月 29 日とされている。仕様書の見直しにより E 社及び S 社について入札資格有りの審査結果となり、入札を行った結果、S 社が落札した。</p> <p>排水ポンプ車については特殊車両であり、受注生産となること、国内で生産を行っているのは 2 社のみであることから納期が長期化している。当初の日程案においても、開札日が 8 月 6 日であり、納期は令和 3 年 3 月 26 日と納入までに長期間を要することが想定されている。そのため、計画的に事業を実施することが重要となる。</p> <p>今回入札不調となった理由である事業者の制作仕様が県の定める仕様書に合致しなかった部分は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="683 1727 1394 1906"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>県仕様</th> <th>申請者仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E 社</td> <td>ケーシングライナ (材質 ステンレス鋼)</td> <td>ケーシングライナ (材質 ステンレス鋼)</td> </tr> <tr> <td>S 社</td> <td>排水ポンプ質量 30kg/台以下</td> <td>排水ポンプ質量 30kg/台以下 (ケーシングライナを除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの仕様の相違については、排水ポンプ車の機能の根幹をなすものではなく、排水ポンプ車の機能に影響を与えるとは考えにくい。</p> <p>実際に、2 回目の入札に係る仕様書については上記について</p>	事業者	県仕様	申請者仕様	E 社	ケーシングライナ (材質 ステンレス鋼)	ケーシングライナ (材質 ステンレス鋼)	S 社	排水ポンプ質量 30kg/台以下	排水ポンプ質量 30kg/台以下 (ケーシングライナを除く)
事業者	県仕様	申請者仕様									
E 社	ケーシングライナ (材質 ステンレス鋼)	ケーシングライナ (材質 ステンレス鋼)									
S 社	排水ポンプ質量 30kg/台以下	排水ポンプ質量 30kg/台以下 (ケーシングライナを除く)									

		<p>事業者の制作仕様に合わせて県の仕様書が改められている。</p> <p>このような軽微な仕様の相違により入札不調となることは計画的な事業執行に支障をきたすことになり問題である。</p> <p>仕様書の作成について担当課にヒアリングしたところ、国内で排水ポンプ車を製造しているのは2社のみであることから、県が発注仕様を作成する際は、当該2社と調整し、2社ともに対応出来る仕様としているとの回答であった。</p> <p>これにも関わらず、仕様書が合致しなかった理由については、当該2社との調整が十分に出来ず、部材の仕様が対応困難な仕様となってしまったとのことである。</p> <p>排水ポンプ車の更新については、初回入札が不調となったことにより、結果として事業執行が半年以上遅れている。その理由も製造業者との調整不足による仕様書の不備である。</p> <p>鳥取県地域防災計画では「県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用出来るよう準備しておくものとする」とされており、「県は、災害対策に必要なヘリコプター、特殊車両等の整備充実を図る」と規定されている。この規定の趣旨を損なうことがないよう、慎重な事業執行をお願いしたい。</p>
22	<p>治山事業の要整備箇所整備の推移について <治山事業（県土）[一般公共事業]：治山砂防課></p> <p>P91</p>	<p>事業の成果と実績における「整備済み箇所数と推移」の下表によると、令和2年末時点整備済み数は1,402箇所、整備率35.6%となっている。また平成30年以降の整備完了箇所数は各年2から7件程度で推移し低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算のため、整備の長期化又は整備率が低調であることは理解出来るが、単純に現況の整備実施箇所数によると未整備箇所数の予想完了期間は280年を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る（6）災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画であると言いき難い。</p> <p>単年又は2、3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中期整備計画の策定と結果及び進捗評価の検証が必要と思われる。また、未整備となっている要整備箇所の状況について、更なるソフト対策とともに的確な状況把握と危険度の変化に対応出来るチェック体制の構築を図られたい。</p>
23	<p>整備箇所の優先順位の策定について <治山事業（県土）[一般公共事業]：治山砂防課></p> <p>P92</p>	<p>令和2年度の実績報告の中で、課題として「令和2年度補正予算以降の国の5か年加速化対策において、特に崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げが目標とされたことから、より一層、選択と集中による効果的な事業進捗を図るため、優先順位をつけながら施設整備を進める必要がある」とされている。優先順位の考え方は規定されているものと考えられるが、要対策箇所全体の優先順位がそもそも作成されていないことが伺える。</p> <p>当該事業は、人命に関係する防災の性質上、有効性が最も重視されるが、限られた予算の中で事業を推進するにあたっては、最小の経費で最大の効果をあげなくてはならないが、その為に最も重要な優先順位が付されていないのであれば問題と思われる。優先順位を定める事及びその決定根拠を明確にすべきと考えられる。</p> <p>また、特に崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げが目標とされたとのことであるが、鳥取県の現状は平成30年以降2</p>

		<p>件の整備となっており、令和2年度は整備実施が0件となっており低調であった。</p> <p>鳥取県では近年、豪雨及び台風災害による山地災害が多発しており、復旧は人家等の保全対象に近接した緊急度の高い箇所を優先に行ったものであり、その内訳を見ると、民家の裏山の崩壊対策、すなわち山腹崩壊危険地区での整備箇所数が多くなっているものとの事であった。近年の地域災害事情に配慮し、緊急度の高い箇所への対応を優先したことは評価出来る。</p> <p>なお、崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げは、令和2年度補正予算以降の国方針であったことから、国予算の確保により、実質的な令和3年度以降での整備率の向上に努められたい。</p>																				
24	<p>通常砂防事業の要整備箇所の整備推移について <防災・安全交付金（通常砂防事業）[一般公共事業]：治山砂防課></p> <p>P95</p>	<p>鳥取県は、鳥取県国土強靱化地域計画の重要業績指標（KPI）において、土砂災害危険箇所整備率を令和2年度末30%と定め整備に取り組んでいるところである。事業の成果と実績における下図「整備済箇所数の推移」の表によると令和2末時点整備済み数は502箇所、整備率30.9%となっており、KPI目標を達しているが、平成30年以降の他事業で整備した箇所を含む整備完了箇所数は各年3から9件程度で推移し、低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算のため、整備の長期化又は整備率が低調であることは理解出来るが、単純に現況の整備実施箇所数で未整備箇所数の予想完了期間は120～370年程度を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る（6）災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画と言い難い。</p> <p>併せて、要対策箇所の優先順位を基に優先度の高い整備箇所での整備実施率の検証や単年又は2、3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果及び進捗評価の検証が必要と思われる。</p>																				
25	<p>測量等業務簡便型総合評価入札制度について <防災・安全交付金（通常砂防事業）[一般公共事業]：治山砂防課></p> <p>P95</p>	<p>汗干谷川通常砂防工事「測量詳細設計及び地質調査業務委託」の入札結果の検討において、適用される簡便型総合評価入札方式については、鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領により発注件数の少ない測量業務及び地質調査業務を除き、土木関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務のうち800万円以上の業務から発注機関が選定することとしているとのことであった。また、当該入札方式は、従来から試行として平成20年10月から実施されており、適用実施割合は令和2年度において、以下の表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="742 1664 1444 1865"> <thead> <tr> <th>落札方式</th> <th>価格競争</th> <th>総合評価</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量</td> <td>7</td> <td>21</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地質</td> <td>16</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土木コン</td> <td>113</td> <td>121</td> <td>51.7%</td> </tr> <tr> <td>補償</td> <td>22</td> <td>31</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>入札価格点数+技術点数で算出される最も高い点数の者が資格条件を具備していることを条件に確定するとされている。</p> <p>当該入札においては、7社が入札参加し、入札価格点数が最も高いA社が順位7位となっていた。担当課に事由を確認</p>	落札方式	価格競争	総合評価	割合	測量	7	21	-	地質	16	-	-	土木コン	113	121	51.7%	補償	22	31	-
落札方式	価格競争	総合評価	割合																			
測量	7	21	-																			
地質	16	-	-																			
土木コン	113	121	51.7%																			
補償	22	31	-																			

したところ、技術点の点数配分の評価項目に「会社の手持ち業務件数」基準があり、手持ち業務件数1件当たり最低でも一律に△30ポイントの減算「△30点[^]（1/会社の手持ち業務件数）の累計」としており、具体例は下表のとおりとなるため、評価ポイントが減額された結果、落札者に至らなかったとの説明があった。

手持ち業務件数の減額ポイントの、具体例は下表のとおり。

手持ち件数	減点
1件	△30.000
2件	△35.477
3件	△38.584
4件	△40.925

以上の入札制度によると、本来入札価格による落札者の決定が、評価項目ごとの若干の技術点数評価を加味することは理解出来るが、手持ち件数項目で上記のとおり1件当たり最低△30ポイント減額とする評価基準を適用することにより、実質的に入札価額1位であるにも関わらず、結果的に落札者になり得ないのは明らかである。当該入札方法による業務受注は、業務過多により支障をきたす場合、つまり品質低下を防止するための措置としているが、単純に△30ポイントとすることは、入札制度で最も重視される入札価格点数が落札結果に反映されない可能性が極めて大きい。また、資格停止処分による評価減点（最高△5点）に比しても△30ポイントは奇異かつ極端と言わざるを得ない。

その結果、総合評価落札方式の目的である「価格と品質が総合的に優れた落札者」を選定するものである入札制度の目的に反し、あつてはならない順番落札の正当化に繋がる可能性もあり危惧される。

本来この手持ち業務項目の評価点は、平成30年度まで受注減点方法を△3点×件数としていたものを見直し、令和元年度から業界との調整の上、変更されたものとの担当課の説明があった。またその理由として、当該評価基準の見直しは、総合評価落札方式の目的である「価格と品質が総合的に優れた落札者」を選定するものであるが、基本方針で定める「県内の建設業界等の健全な育成」も制度設計の上で重要な観点とし、県全体の技術力の底上げを視野に、下位業者の受注機会の確保も確保するとのことであった。

当該業務の特性から防災土木工事及び災害発生時に欠く事のできない業者の健全な育成は鳥取県の危機管理体制の重要な課題としていることではあるが、当該入札方法は前段のとおり、経済的・効率等な予算執行、品質確保及び業界の健全な育成と相違する視点があることから、今後も業務施工内容の評価、当該入札制度の試行結果及び手持ち減点に伴う受注機会のシミュレーションにより適正公平な入札制度の在り方について検討されたい。

26 急傾斜地崩壊対策事業の要整備箇所の整備推移について
 <防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）[一般公共事

事業の成果と実績における「整備済み箇所数と推移」の表によるとR2末時点整備済み数は310箇所、整備率22.9%となっているが、全国整備率の26%（平成21年時点）を下回っている。また各年の実施箇所数（継続）は80件程度で推移しているが、

	<p>業]：治山砂防課></p> <p>P105</p>	<p>H30年以降の整備完了箇所数は各年1から2件程度で推移し低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算や整備工期の長期化（対象箇所の選定、設計、住民説明、用地交渉及び実際工事期間等）により整備率が低調であることは理解出来るが、治山事業と同様、単純に当初の要整備対策箇所の未整備対策箇所数の予想完了期間は500年～1,000年を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る（6）災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画と言ひ難い。</p> <p>単年又は2，3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果検証及び進捗評価の検証が必要と思われる。</p> <p>また、要対策箇所の優先順位を緊急性の度合いの視点で再グループ化し、最も優先度上位のグループの対策箇所に具体的な方策により注力しK P Iによる検証により事業評価をすべきと考える。</p>
27	<p>受益者負担金について <防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）[一般公共事業]：治山砂防課></p> <p>P106</p>	<p>災害をもたらす危険な崖は、ほとんどが個人所有であり、本来なら所有者が対策工事を行うのが原則とされている。そのため、鳥取県急傾斜地崩壊対策事業費補助金交付要綱によれば、その対象区域については、地元負担いわゆる受益者負担（5%～20%）を徴するものとされているが、それが事業実施における低調化の要因になっていることが推測される。</p> <p>この受益者負担金については、各市町村の条例等の諸規定に基づき、補助事業により受益者負担金が実質的に免除されているケースもあるとの事であるが、緊急性の高い地域であっても、市町村の対応の違いから事業実施が進まないとするならば、重大な問題と言わざるを得ない。当該防災事業の目的は人の安全、安心なにより人命を守る事業であり、仮に各市町村の諸規定の相違により、事業実施に差が生じているのであれば県が主導し、受益者負担金の制度調整を図るべきものと思われる。</p> <p>そのため、実施における消極的な地域所有者の意見を集約し、原因及び事由の把握と対応策を検討すべきである。</p>
28	<p>事業効果の測定について （土砂災害防災意識啓発事業：治山砂防課）</p> <p>P110</p>	<p>当該土砂災害防災意識啓発事業は民放3社による出水期（6月15日～6月30日）に15秒スポットCM66回を提供し、土砂災害に対する啓蒙を行っている。毎年継続的に同内容で同規模のCM提供数となっているが、CM内容を含め、県民である視聴者から意見等の収集を図り、事業の有効性（視聴者効果測定）について、検証が必要と思われる。</p> <p>例年、民放3社の見積書の見積金額、契約書は毎年同様なものとなっており、契約が形骸化、形式的なものになりつつある。放送時間帯の見直し検討や価格交渉等についても検討され、より有効な広報活動に努められたい。</p>
29	<p>防災教育及び出前講座の推進について （土砂災害防災意識啓発事業：治山砂防課）</p> <p>P110</p>	<p>令和2年度において防災教育の推進については、小学校11回（321名）、中学校2回（294名）実施し、出前講座については4回（4団体76名）実施しているが、新型コロナウイルスの影響による実施回数の減少は理解するものの、近年の災害において避難の重要性が顕著になっており、実施回数や参加人数は物足りない。県民の防災意識啓蒙啓発や教育が目的である以上、住民地域防災意識の醸成を図る更なる事業推進が望まれる。また、県が直営で実施するため、原則直接的な経費も発生しないことから防災士資格者の活用など積極的な開催が望まれる。</p>

		<p>学校教育の一環として取り組む必要性という見地からすると教育委員会を交えた防災教育のなお一層の推進を図り、学校教育から家庭の防災意識の醸成を図ることで県民全体の防災意識啓発につなげられることに期待したい。</p>
30	<p>ハザードマップの早期作成の推進について <ため池安全総合対策強化事業（ため池防災減災対策推進事業）：農地・水保全課></p> <p>P114</p>	<p>ため池が決壊した場合を想定し、下流域の水深、流速到達時間を明らかにすることにより、適切な避難計画を立案し、もって地域住民の人命の保護を図ることが当事業の目的である。予算上は11地区でハザードマップの作成を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により6地区においては翌年度に延期された。</p> <p>実施した地区のアンケート結果を見ると、「今回の訓練は役に立つ」、「ため池の危険性や決壊時の危険箇所等の理解ができた」、等の回答が多数を占め、事業の有効性が窺える。</p> <p>防災重点農業用ため池 315 箇所のうち、令和2年度までにハザードマップが作成されたのは171箇所である。ハード面の整備は、予算の兼ね合いもあり防災重点農業用ため池の全てを整備するには長期の期間を要するため、その間はソフト対策が急がれる。</p> <p>鳥取県地域防災計画においても、「優先度の高いものから順次ハザードマップの作成を推進するものとする」とされており、早急に残りの箇所のハザードマップが作成され、適切な避難計画が立案されることが望ましい。</p>
31	<p>当事業は計画的に実施されたか <住宅建築物耐震化総合支援事業（震災に強いまちづくり促進事業）：住まいまちづくり課></p> <p>P117</p>	<p>平成28年4月末に改訂された「鳥取県耐震改修促進計画」では、令和2年度末における住宅の耐震化率の目標を約89%と定めているが、令和2年度末の耐震化率は84.9%となっており、目標達成には至っていない。</p> <p>県においては、その要因を分析し、今後の取組課題として次の5点を挙げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村に対し、県制度に準じた制度の拡充及び事業予算の確保を働きかけること ② 市町村と連携し、所有者に耐震化の必要性の啓発と補助制度の周知を継続して行っていくこと ③ 所有者の耐震化に対する意識の薄れが懸念されるため、啓発手法を工夫すること ④ 耐震診断者による診断結果、補助制度、概算費用の説明など所有者の理解を促す取組を行うこと ⑤ 低コスト耐震改修工法の普及啓発を継続して行うこと <p>地震が多発している近年の状況から、住宅の耐震化は急務であると考えられるため、市町村と連携しながら、県民の耐震化に対する意識啓発及び低コスト工法の周知等により、耐震化事業を推進していただきたい。</p>
32	<p>耐震化未了の耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について <住宅建築物耐震化総合支援事業（震災に強いまちづくり促進事業）：住まいまちづくり課></p> <p>P118</p>	<p>令和2年度、アムズ鳥取店の建替えが完了したことにより耐震化未了の耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）は残り8施設となっている。</p> <p>解体中の施設も含め、5施設については解体、改修工事等の時期が具体化した計画が立てられているが、残り3施設については資金面等の理由により、具体的な計画は立てられていない。</p> <p>未了施設については、県民のみならず、観光客も含め大勢の人が立ち寄る場であることから、地震の際には甚大な人的被害が起り得る可能性が高く、危険箇所の部分的改修等も含め、早期な対応が必要であると考えられる。</p>